川崎医療福祉大学協助会会則

第１章　総　　則

第１条　本会は川崎医療福祉大学協助会と称する。

第２条　本会は川崎医療福祉大学の教育及び福利厚生活動を援け、教育活動の円滑な推進に協力することを目的とする。

第２章　会　　員

第３条　本会は次の会員をもって組織する。

⑴ 正会員　　川崎医療福祉大学の在籍学生の父母またはこれにかわる保証人

⑵ 特別会員　本会の趣旨に賛同する者

第３章　事　　業

第４条　本会はその目的遂行のため次の事業を行う。

⑴ 学生の学修、福利厚生活動の助成に関すること。

⑵ 学生の生活、進路に関する指導及びこれに伴う諸活動の助成に関すること。

⑶ その他第２条の目的遂行のため必要と認められる事業

第４章　役　　員

第５条　本会は次の役員を置き、その任務は次のとおりとする。

⑴ 会　長　　１　名（会務の総理）

⑵ 副会長　　若干名（会長の補佐）

⑶ 評議員　　20名以内（会務の分掌）

⑷ 幹　事　　２　名（会務の分掌）

⑸ 監　査　　２　名（会計の監査）

⑹ 顧　問　　１　名（会務の総括助言、学長職）

２　前項のほか、本会の運営について必要と認めた場合は、助言者として、会長は参与（若干名）を委嘱することができる。

第６条　役員の選出は次の方法による。

⑴ 会長及び副会長は総会において選任する。

⑵ 評議員、幹事及び監査は評議員会において選任する。

第７条　役員の任期は１ヵ年とする。ただし再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は役員の推挙によって補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第５章　会　　議

第８条　会議は定期総会、臨時総会、評議員会とする。

第９条　定期総会は毎年１回開かれる。

第10条　臨時総会は評議員会が必要と認めたとき開かれる。

第11条　総会の通知は、役員相互の連絡によって行う。

第12条　評議員会は会長、副会長、評議員、幹事、監査及び顧問をもって構成される。

２　評議員会は会長が認めたとき及び評議員の３分の１以上の請求があったとき招集され会長が議長となる。
３　評議員会は過半数の出席がなければならない。
４　評議員会の議事は出席者の過半数をもって決する。
第13条　定期総会には次の事項を付議する。
(1) 予算及び決算に関する事項
(2) 事業計画及び事業報告
(3) 会則改正に関する事項
(4) 役員の承認
(5) その他総会に付議する必要を認める重要事項
第14条　総会の議事は出席した正会員の過半数をもって決する。

第６章　会　　計

第15条　本会の会計は会費及び寄附金その他の収入をもって経理する。
第16条　本会の会費は年額7,500円とし、その徴収方法は次のとおりとする。但し、学部及び大学院再入学の学生の会費は、免除するものとする。
(1) 学部生は、入学時において４ヵ年分を一括納入するものとする。
(2) 大学院博士（後期）課程の学生は、入学時において３ヵ年分を一括納入するものとする。
(3) 大学院修士課程の学生は、入学時において２ヵ年分を一括納入するものとする。
(4) 学部３年次編入学の学生は、入学時において２ヵ年分を一括納入するものとする。
２　一旦納入した会費は学生の中途退学等により退会した場合においても返還はしない。
第17条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。

第７章　会　　務

第18条　この会の事務は医療福祉大学教職員のうちから幹事及び書記を委嘱してこれにあてる。
第19条　この会務に関して必要な細則は評議員会において定める。
第20条　正会員は住所、氏名、その他に異動を生じたときは、本会、本部に連絡するものとする。

附　則
この会則は、平成３年４月１日より実施する。
附　則
この会則は、平成８年４月６日より実施する。
附　則
この会則は、平成10年４月６日より実施する。
附　則
この会則は、平成11年４月６日より実施する。
附　則
この会則は、平成17年４月１日より実施する。
附　則
この会則は、平成28年４月１日より実施する。
ただし、第16条中の会費については平成29年度入学生から適用する。